

特定求職者雇用開発助成金 ② 生涯現役コース

概要	65歳以上の離職者をハローワークや民間の職業紹介事業者等の紹介により、1年以上継続して雇用する労働者として雇入れる事業者に対して助成する制度
雇い入れ対象者	① 雇入れ日現在において満65歳以上 ② 紹介を受けた日に失業等の状態にあるもの（雇用保険の被保険者でない者）
雇い入れ条件	① ハローワークや民間職業紹介事業者などの紹介により雇入れること ② 雇用保険の高年齢被保険者として雇い入れ、1年以上雇用することが確実であると認められること
支給対象外	① ハローワーク等の紹介前に労働者と事業主との間で雇用の内定があった場合 ② 雇入れ前3年間に雇用や派遣等により就労したことがある者を雇入れる場合 ③ 雇入れ前3年間に雇入れ事業者において3ヶ月以上訓練・実習を行なった者を雇入れる場合 ④ 雇入れ前3年間に雇入れ事業者において職場適応訓練（短期除く）を受けた者を雇入れる場合 ⑤ 雇入れ前の過去1年間に、上記③や④を行っていた事業主と資本や組織的関連性などから密接な関係のある事業主が雇入れる場合 ⑥ 対象労働者が事業主や取締役の3親等内の親族である場合 ⑦ 紹介時点の条件と異なる条件で雇入れられ、労働者の不利益や違法行為があり、労働者から異なる旨の申し出があった場合 ⑧ 雇入れ後、給料の未払いがある場合
不支給	支給対象期の途中で雇入れた者を離職（解雇、退職勧奨、事業縮小、賃金大幅低下、事業所移転等による正当理由自己都合離職等）させた場合、当該支給対象期は不支給
対象事業主	① 雇用保険適用事業所の事業主 ② 資本金、常時雇用する労働者数が中小企業の要件を満たす事業主であること 1) 小売業（飲食含） 資本金5000万円以下、もしくは常時雇用社員50人以下 2) サービス業 資本金5000万円以下、もしくは常時雇用社員100人以下 3) 卸売業 資本金1億円以下、もしくは常時雇用社員100人以下 4) 製造業など 資本金3億円以下、もしくは常時雇用社員300人以下
対象外事業主	① 基準期間に解雇や事業縮小などにより従業員の6%を超え、かつ4人以上離職させたことがある事業主 ② 対象労働者の雇入れ日よりも前に特定求職者雇用開発助成金（生涯現役コース）の支給対象者となった者のうち、雇い入れ日から起算して1年を経過する日（確認日A）が基準期間内にある者が5人以上の場合に、それらの者の確認日A時点で離職割合が50%を超えている事業主

	<ul style="list-style-type: none"> ③ 高齢者雇用確保措置を講じなかったために高齢者雇用安定法に基づく勧告を受け、支給申請日までにその是正をしていない事業主 ④ 障害者総合支援法に基づく勧告、指定取り消し、指定停止などを受け、支給申請日までにその是正をしていない事業主 ⑤ 不正受給をしてから3年以内の事業主 ⑥ 支給申請後、支給決定日までに不正受給をした事業主 ⑦ 支給申請日の年度の前年度より前の労働保険料を納入していない事業主 ⑧ 支給申請日から1年以内に労働関係法令の違反があった事業主 ⑨ 風俗事業者や反社会的勢力と関わりのある事業主
--	--

対象労働者・支給額・助成対象期間など

対象労働者	支給額	助成対象期間	支給対象期ごとの支給額
短時間労働者以外	70万円	1年	35万円×2期
短時間労働者 20時間以上30時間未満	50万円		25万円×2期

支給対象期： 助成対象期間を6ヶ月単位で区分けした期間

<p>受給手続き</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 申請期間 : 給対象期(6ヶ月ごと)に、各支給対象期の末日の翌日から2ヶ月以内 ② 申請時必要書類 : 支給申請書、必要な書類 (管轄労働局への確認が必要) ③ 管轄労働局(ハローワーク経由可能な場合あり)へ支給申請
--------------	--